

人間ドック利用助成の申請はお早めに！

～ 受診日の1ヵ月前までに申請してください～

いばらき共済3月号(268号)でもお知らせしていますが、共済組合では人間ドック利用助成事業を行っています。

これから人間ドックを受診する予定の方は、利用助成の速やかな申請をお願いします。

申請が遅れますと、受診日までに「人間ドック利用承認書」をお届けすることが困難となり、受診日の変更をお願いすることとなります。

まだ申請がお済みでない方は、次の事項にご注意いただき受診日の1ヵ月前までに申請してください。

● 共済組合へ「利用承認申請書」提出後の受診日変更及びキャンセルをする場合

- ・受診日を変更する場合は、健診機関へ変更の確認をした後、速やかに共済組合へ連絡してください。
- ・キャンセルをする場合は、健診機関へ連絡した後、共済組合へ連絡してください。なお、再度受診の予約をした場合は、申請書を再提出していただくこととなります。

● 共済組合から「利用承認書」交付後の受診日変更及びキャンセルをする場合

- ・受診日を変更する場合は、健診機関へ変更の確認をした後、速やかに共済組合へ連絡のうえ必ず利用承認書を返還してください。改めて変更後の利用承認書を交付します。
- ・キャンセルをする場合は、健診機関へ連絡した後、必ず利用承認書を共済組合へ返還してください。

● 申請及び連絡先

- ・組合員及びその被扶養者の方 ⇒ 所属所共済事務担当課
- ・任意継続組合員及びその被扶養者の方 ⇒ 共済組合福祉課 (TEL: 029-301-1412)

健康組合員表彰

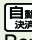
－ 対象期間は9月から翌年8月まで －

該当者に特別宿泊助成をプレゼント
あなたも健康維持に取り組んでみませんか

共済組合では、保健事業の一環として、組合員及び被扶養者の健康保持増進を図るため、一年間医療給付を受けていない健康な組合員(家庭)を表彰しています。この事業は、9月1日診療分から翌年8月31日診療分までの診療報酬明細書(レセプト)を調査し、この期間に組合員及び被扶養者の方が、一度も医療行為を受けなかった家庭を表彰しています。該当者には下記のいずれかの特別宿泊助成を贈呈します。



9月から対象期間がスタートしましたので、一年間医療行為を受けないよう日頃から健康には十分気遣ってみてはいかがでしょうか。

対象年度	対象期間	対象者決定	贈呈時期	贈呈品(特別宿泊助成)	助成内容	備考
平成22年度	平成22年9月1日～平成23年8月31日	平成24年2月	平成24年5月中旬	大洗鷗松亭	特別宿泊利用助成券額面1万円	通常の宿泊助成券大人5,500円と併用できます。
平成23年度	平成23年9月1日～平成24年8月31日	平成25年2月	平成25年5月中旬	ベネフィット・ワン契約宿泊施設	宿泊に利用できる1万円分のポイント	 マークのある施設に限ります。Beneじゃらん、KNT宿泊プラン、一部チェーンホテルは対象外となります。